

**建築基準法に基づく許可
手続きについて**

**平成28年1月
福岡県建築都市部建築指導課**

目 次

1	許可について	1
2	許可申請のフロー	2
3	提出書類	6
4	建築審査会について	9

1. 許可について

(1) 建築基準法の許可について

建築基準法の許可は、法律に基づく制限をある条件下において特定行政庁が例外的に解除する処分であり、通常の「しなければならない許可」と根本的に相違しています。

個々の案件ごとに、その建築計画の全体を総合的に判断して行うものであるため十分な検討が必要となります。

また、法第44条や法第48条など許可の過程において建築審査会（法第78条）の同意を要するものもあり、許可の判断には十分な時間を要することとなりますので、計画は十分余裕をもって進めてください。

(2) 事前協議について

許可申請を受理する前に、許可の可能性を検討するため事前協議を実施しています。3. 提出書類（2）添付書類（P6）を参考に資料を準備され、計画地を所管する県土整備事務所にご相談ください。

(3) 許可申請手数料について

以下が主な許可の手数料です。

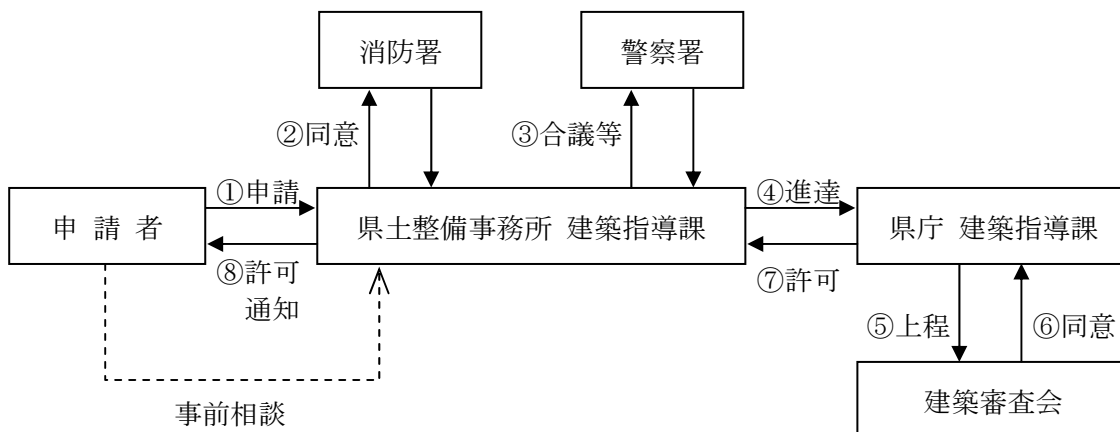
（平成27年4月1日現在）

法 条 文	内 容	許可手数料
法第44条第1項	道路内の建築制限の解除	
第2号	公衆便所、巡査派出所、バス停留所等	33,000
第4号	アーケード、道路上空通路	160,000
法47条	壁面線を超える建築	160,000
法48条第1項～ 第13項	用途許可（令130条含む）	180,000
法第51条	卸売市場等の位置の許可	160,000
法第52条	容積制限の緩和	
第14項	機械室等の面積が大きい建築物の容積率緩和の許可	160,000
法第54条の2	最低敷地面積制限の緩和	160,000
法第55条第3項	第1種及び第2種低層住居専用地域内の高さの限度超過	160,000
法第56条の2	日影時間の緩和	160,000
法第59条の2	総合設計による容積率及び高さの特例	160,000

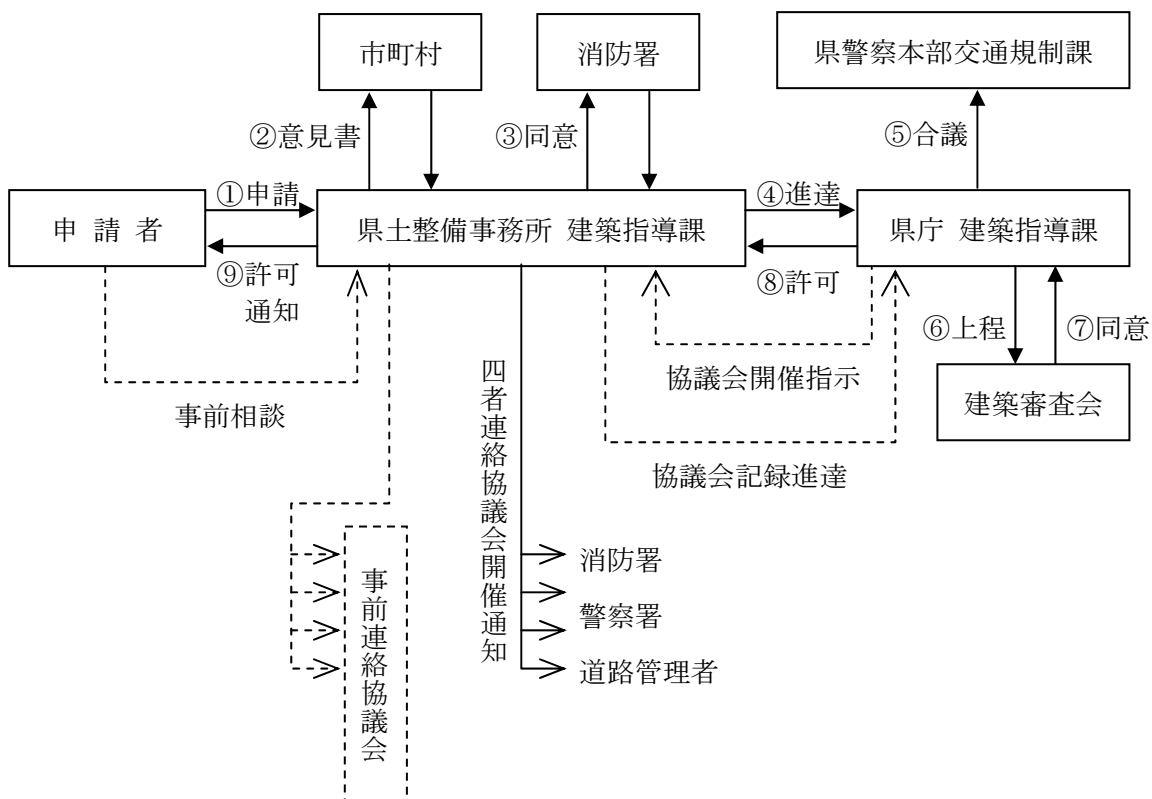
2 許可申請のフロー

(1) 道路内の建築制限の解除

① 法第44条第1項第2号

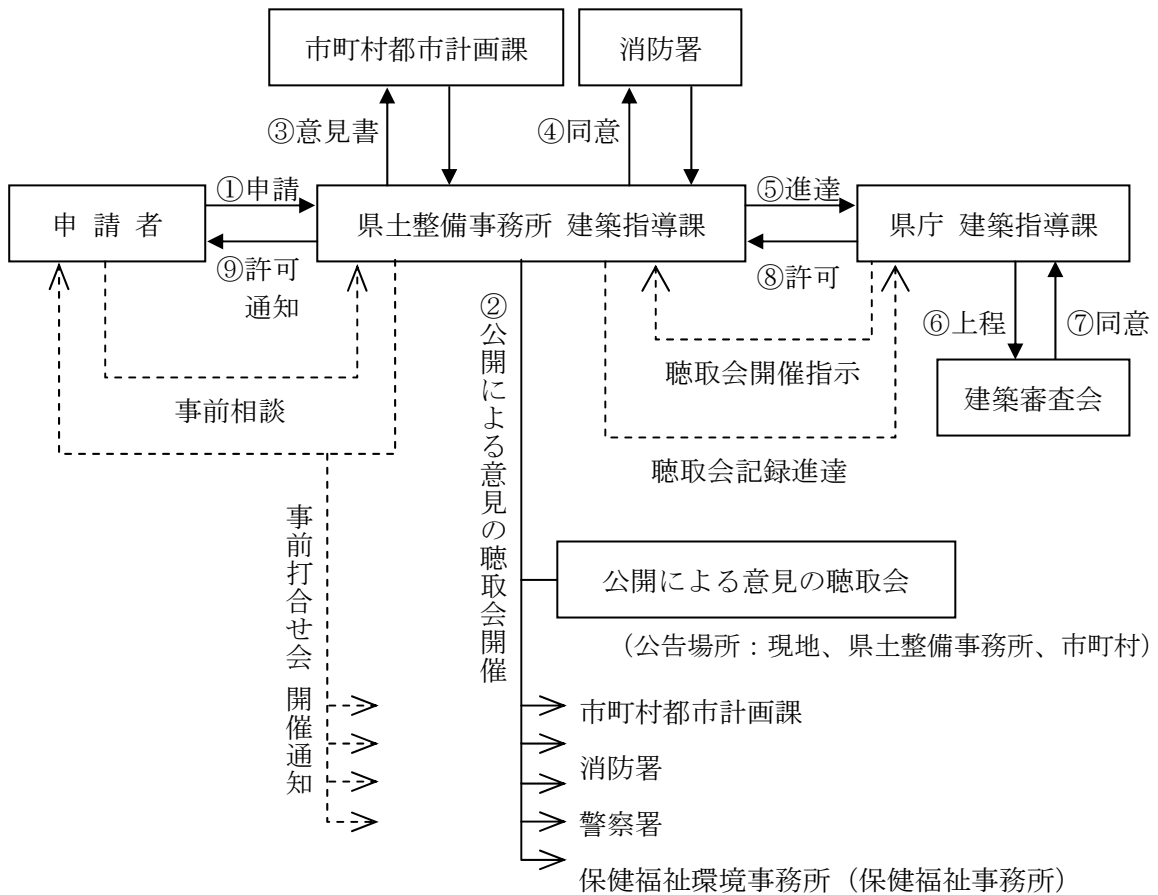


② 法第44条第1項第4号

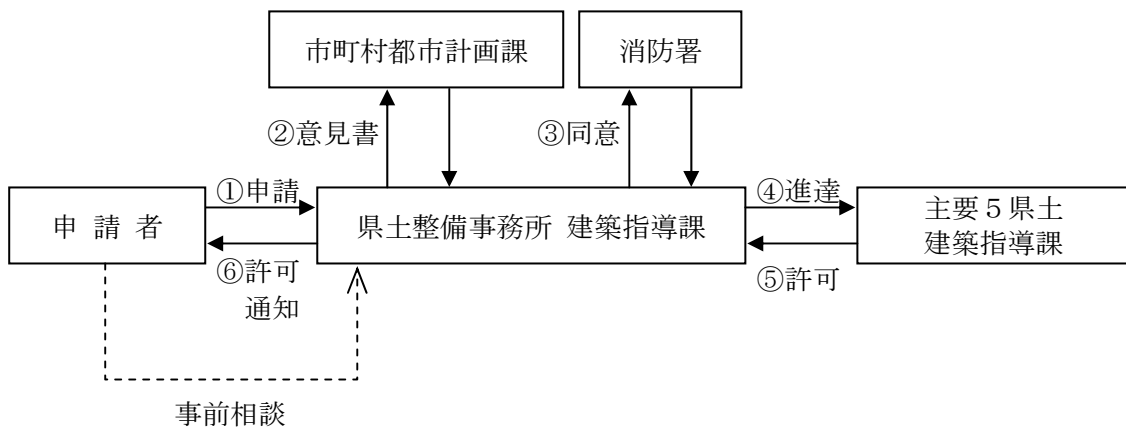


(2) 用途許可

① 法第48条

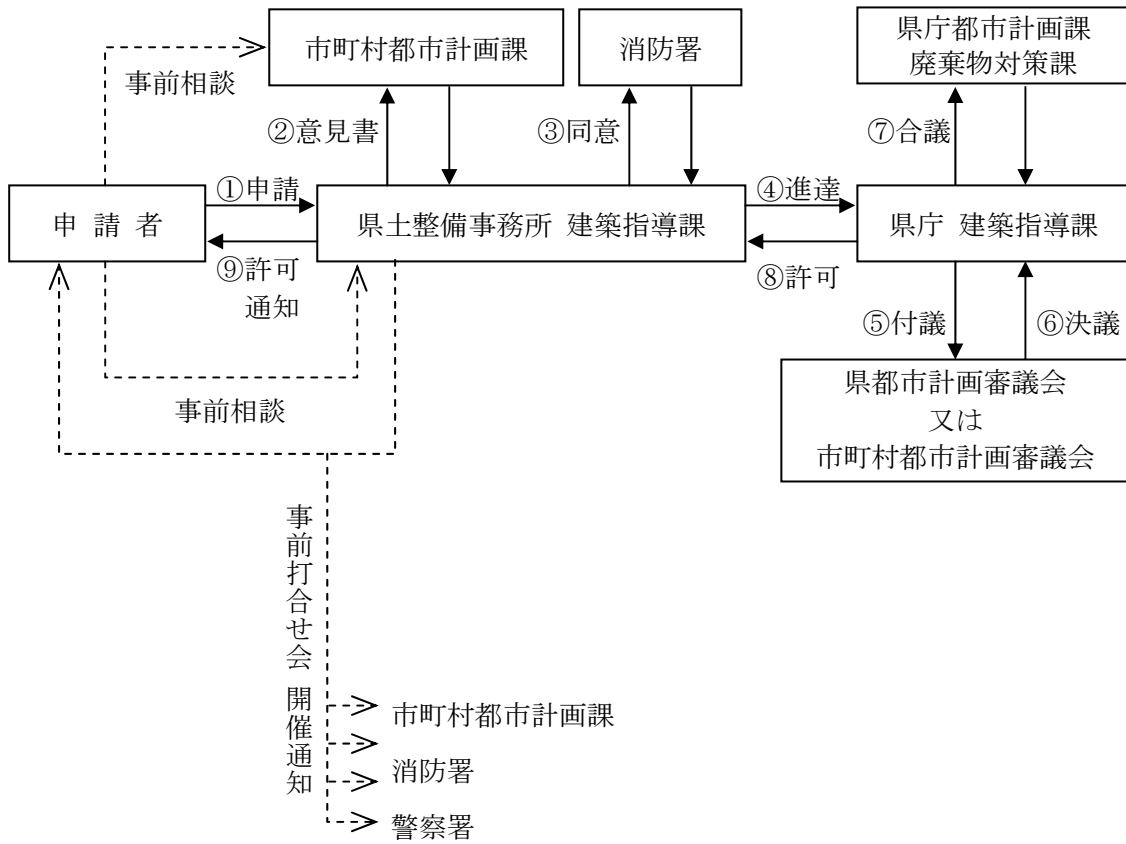


② 法第48条 (施行令第130条)



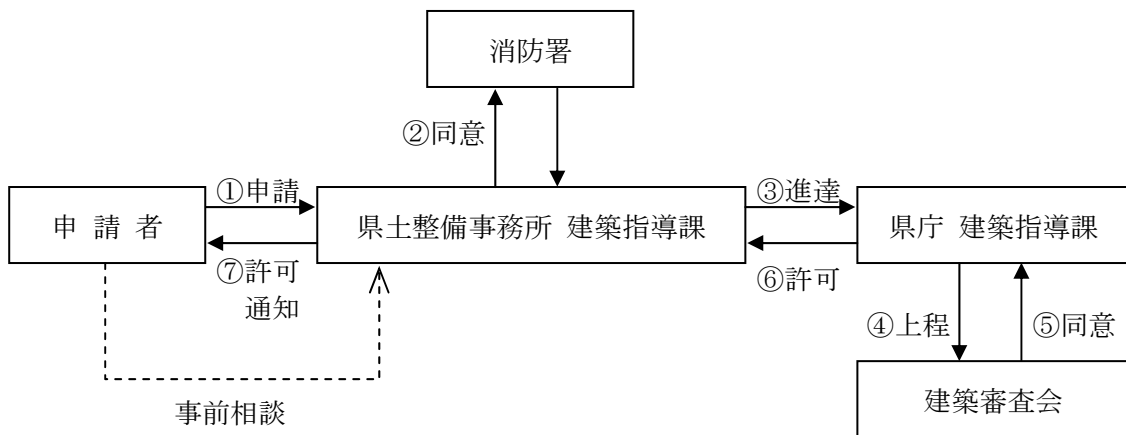
(3) 卸売市場等の位置の許可

法第51条



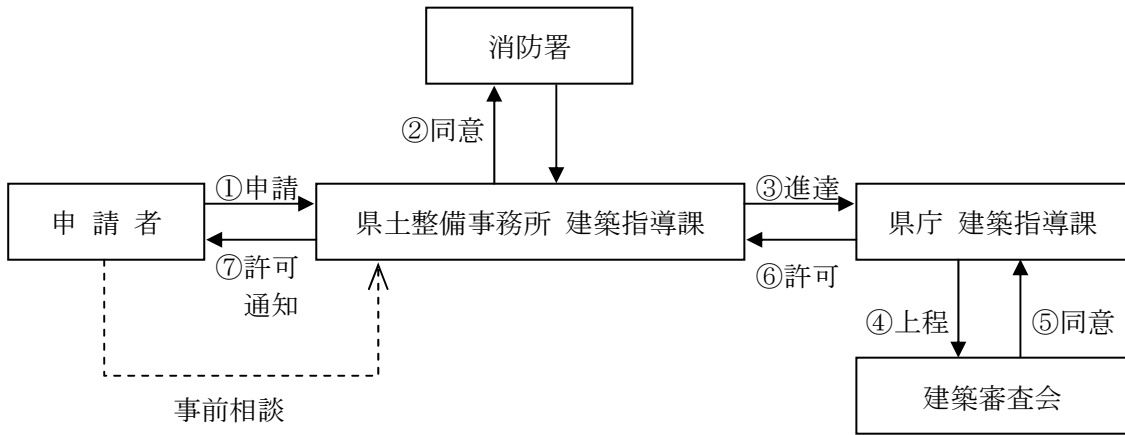
(4) 第1種及び第2種低層住居専用地域内の高さの限度超過

法第55条第3項



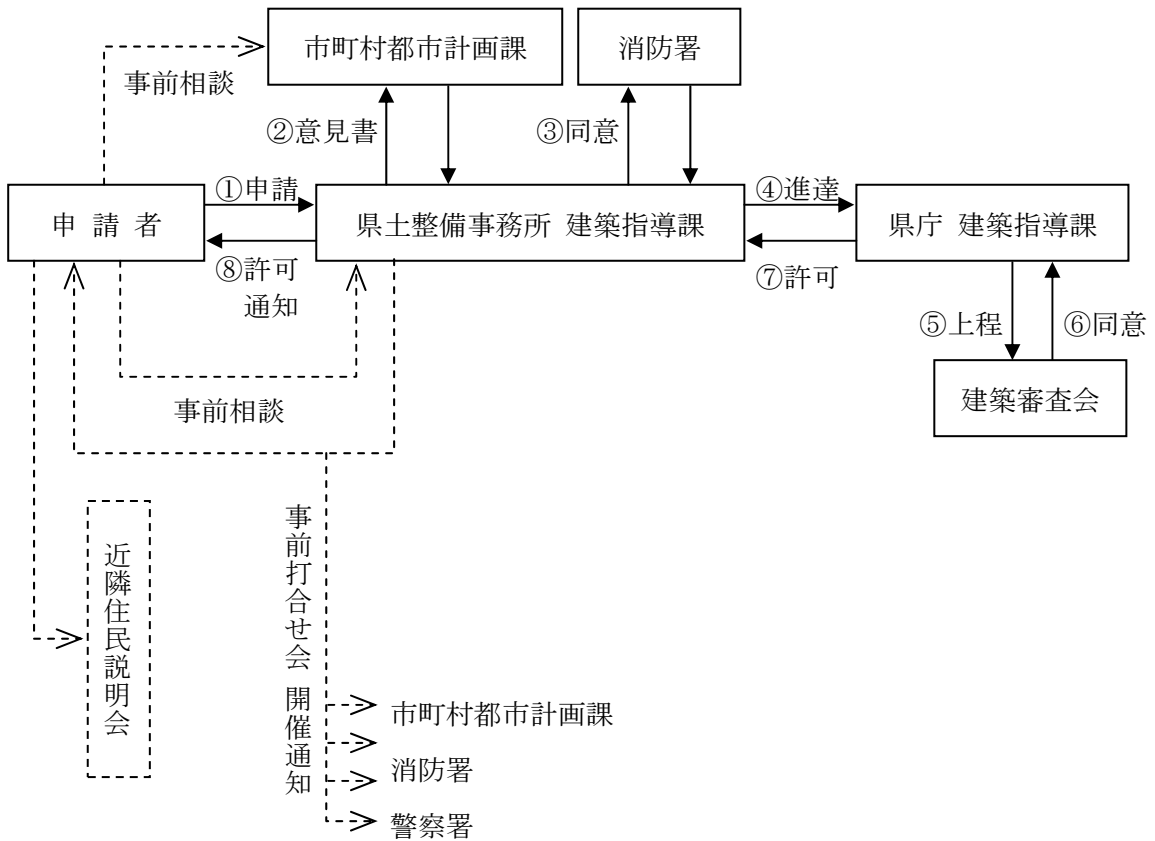
(5) 日影時間の緩和

法第56条の2



(6) 総合設計

法第59条の2



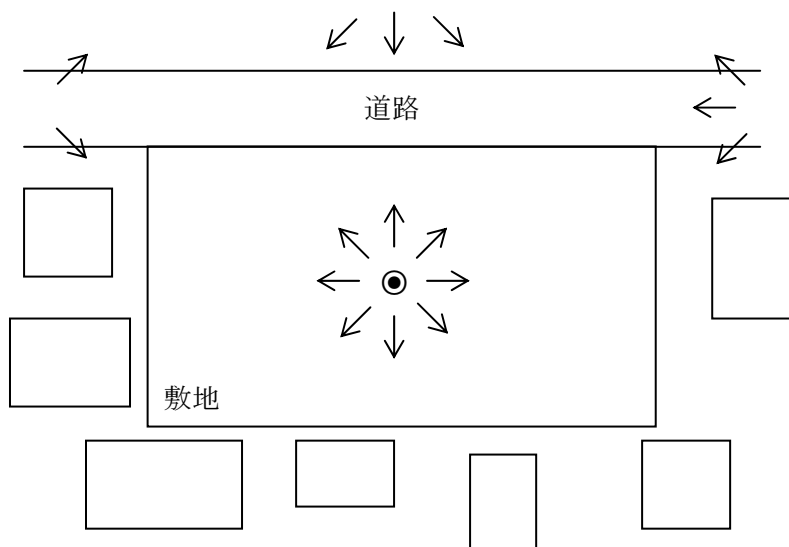
3 提出書類

(1) 許可申請書の必要部数

4部（本人用、県土整備事務所用、消防用、市町村用）。
※部数については提出する県土整備事務所にご確認ください。

(2) 添付書類

- 1 許可申請書
- 2 申請理由書（別紙1参照）
- 3 市町村意見書
- 4 添付図書
 - ①都市計画図（カラー：鮮明であること）
申請地及び役所や駅など目標となる施設を明示
 - ②付近見取図
住宅地図等で所有者名や建物名がわかるもの
 - ③建築用途別現況図
敷地境界から半径100m以内の建築物を次ページの別表により用途別に着色
下地の地図の建物名称が見えるよう着色
 - ④配置図
方位、敷地境界線、道路(幅員)、車の動線、敷地の高低差、建築物の表示、排水計画、
駐車計画、植栽等の外構計画
 - ⑤各階平面図
室名、機械設備、遮音構造（外壁、開口部等）、防火戸（延焼の恐れのある部分）
 - ⑥立面図（2面以上、外部仕上げ）
 - ⑦断面図（2面以上、最高高さ）
 - ⑧日影図（高さ、日影の許可及び日影の影響が考えられるとき）
 - ⑨写真
撮影例（更地の場合）：当該敷地と周辺の状況がわかるように撮影



※ 図面には「北」を記入してください。

5 その他（申請内容により協議）

①法第44条

- ・道路占用許可証の写し（適宜）
- ・関係官庁との協議録

②法第48条関連

- ・関係官庁との協議録
- ・利害関係者（世話人や周辺住民）への説明の記録
- ・騒音に関する資料（自動車修理工場等）
同時に使用可能な原動機の騒音の計算値の合計が、敷地境界（概ね4カ所）において騒音規制法に係る区域の基準値以下であることがわかるもの

③法第55条・法第56条の2

- ・増築の際は、増築部分のみの日影図と増築後の複合日影図
- ・法第56条の2においては、不適格部分の日影を明示

[別表]

建築物用途別現況図

用 途 別	適 用	凡 例
1 居住専用建築物	居住専用住宅（住宅、住宅附属建築物） 居住専用準住宅（下宿、寮、寄宿舎）	黄 色
2 農林水産業用建築物	農林水産業用作業場、倉庫、 農林水産業用事務所、その他建築物	黄緑色
3 鉱工業用建築物	重化学工業用建築物 （化学、石油、石炭、ゴム、鉄鋼、金属 非鉄金属、機械、電機等の製造業）	黒 色
	軽工業用 （建設、繊維、食品、木製品、土石、印刷等）	青 色
4 公益事業用建築物	電気業、ガス、水道事業用建築物	ねずみ色
5 商業用建築物	卸売、小売業用建築物、飲食店用建築物 金融、保険業用建築物、不動産業用建築物 その他商業用建築物	ピンク色
6 サービス業用建築物	宿泊業用建築物、娯楽業用建築物 その他サービス業用建築物	紫 色
7 医療・厚生用建築物	病院、診療所、保育所等	オレンジ色
8 公務用建築物	官庁、警察署、消防署、保健所	おうど色
9 文教用建築物	文教用建築物、宗教用建築物 非営利団体用建築物	茶 色
10 その他	上記1～9以外の建築物	こげ茶色

- ※ 1 申請地は、赤色で着色する。
2 敷地内の附属建築物は、主要用途で着色する。
3 用途併用建築物は、主要用途で着色して併用用途で縁取りする。

申請理由書

福岡県知事殿

申請者 住所
氏名

1. 申請理由（です。ます。調）

申請者（事業者）の概要、当該施設の建設理由、敷地選定の合理的理由（立地の妥当性）等について、400字程度で説明する。

2. 事業内容

- ①事業内容の概要
- ②所在地
- ③敷地面積及び地目
- ④建築物及び機械設備概要（棟別に概要を記入）
- ⑤処理（生産）能力及びフロー（搬入、選別、ストック、中間処理、最終処分）
- ⑥搬入・搬出車両、搬入・搬出先、経路
- ⑦維持管理体制（従業員（男女別）数、作業時間、施設等の維持管理体制）
- ⑧危険物（貯蔵又は処理の品目と数量）
- ⑨公害（騒音、臭気、振動、ばい煙、汚水等）対策、周辺への配慮
- ⑩関係法令・官庁への協議（手続き）状況

都市計画法

農業振興地域の整備に関する法律

森林法

自然公園法

自然環境保全法

福岡県環境保全に関する条例

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

その他関係法令等

⑪地元説明状況

⑫将来計画

4 建築審査会について

(1) 開催時期

- ・原則として、月に1回（原則第4金曜日）とする。祝祭日と重なる場合は、その前日とします。

(2) 審査会資料（法第43条以外）

- ・審査会説明用資料として次のものを用意してください。
 - ① 都市計画総括図凡例付き（カラー：鮮明であること）
申請地及び役所や駅など目標となる施設を明示
 - ② 建築用途別現況図凡例付き（カラー）
敷地境界から半径100m以内の建築物を別表（P6）により用途別に着色
 - ③ 配置図
敷地境界線は太線とし、申請建築物を薄いグレーで着色
 - ④ 各階平面図
増築の場合、その部分を薄いピンク色で着色
 - ⑤ 立面図・断面図
増築の場合、その部分を薄いピンク色で着色
 - ⑥ 日影図
敷地境界線を黒太線の一点鎖線、敷地境界からの5m線を赤線の点線・10m線を青線の点線、2つの等時間日影線をそれぞれ青線、赤線とする
 - ⑦ 写真
付近の状況がわかるもの、カラー
撮影方法は、3. 提出書類（2）⑨（P6）を参照のこと
- ※ 図面には「北」及び右下に通し番号をふってください。

・部数等

14部程度（県庁担当に都度確認）

A3横使いのダブルクリップ（小）止めとし、用紙は折らないでください。

・提出にあたって

上記にもとづき作成したものを、PDFデータで県土整備事務所建築指導課に送ってください。その後、県庁建築指導課にて確認・修正等を行います。

修正後の図面は、印刷したもの（原本をコピーすることは不可）を、審査会当日の2日前までに、県庁建築指導課までご提出ください。